

○宮代町住居表示整備審議会条例

昭和39年6月24日

条例第19号

改正 平成14年6月20日条例第26号

平成17年3月25日条例第15号

平成27年1月26日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、宮代町住居表示整備審議会の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 住居表示整備事業に関する事項について、町長の諮問に応じ、調査審議をするため、宮代町住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 宮代町教育委員会の委員 2人
- (2) 宮代町農業委員会の委員 2人
- (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員 13人以内
- (4) 識見を有する者 2人
- (5) 公募による町民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査、審議が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第15号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。